

ジョブ・カード

JOB CARD

制度のご案内



厚生労働省

ジョブ・カードセンター



ジョブ・カード知ってますか？



ジョブ・カード制度

検索

ジョブ・カードとは

ジョブ・カードは、応募書類として就職活動で利用することができますが、それだけではなく、ジョブ・カードを作成し、キャリア・コンサルティングを受ける過程で自らの職業意識やキャリア形成上の問題点を明確にし、職業選択やキャリア形成の方向付けをしていくものでもあります。

ジョブ・カードの交付を希望される方は、ジョブ・カード様式に記入の上、登録キャリア・コンサルタント（ジョブ・カードの交付を行うことが認められた者として厚生労働省または厚生労働省が委託した団体（登録団体）に登録されたキャリア・コンサルタント）によるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることで交付を受けられます。



ジョブ・カードの様式

1. ジョブ・カード様式

ジョブ・カード様式1(履歴シート① 履歴シート②)

職務経歴、学習歴・訓練歴・資格・免許、自己PR、志望動機など履歴書にほぼ同じ内容を網羅

ジョブ・カード様式1 (履歴シート) ①	
平成22年7月○日現在	
氏名	仕事 太郎
E-mailアドレス abcde@mhlw.jp	
誕生日 平成 57 年 10 月 15 日生 (27 歳) (男)・女	
性別 上りきようとうちよだかすみがせき	
年齢 年齢 100 - 8916	
現住所 東京都千代田区霞が関1-2-2	
郵便番号 (電話) 000 - XXXX - XXXX (携帯電話) 000 - XXXX - XXXX	
通勤先 同上	
連絡先 同上	
(電話) - - - - (携帯電話) - - - -	
職務経歴	
年月 年月	
平成22年8月～平成14年9月(休業期間) 株式会社大食品 事務 (インターネット)	
平成14年4月～平成18年12月(合併期間) 上ドマート株式会社 四ヶ国店 (アルバイト) 商品管理業務など	
平成15年4月～平成21年11月(合併期間) 株式会社日本商事 業務部、販売部、販売スタッフ (正社員)	
平成22年1月～平成22年6月(6ヶ月) 株式会社日清食販 有資実習型助勤 (日清物流コース)	
学習歴・訓練歴	
年	月
教育・訓練機関名、学科(コース)名、内容 等	
平成9	3
平成9	4
平成12	3
平成13	4
平成16	9
平成22	1
平成22	6
平成22	7

■学習歴・訓練履歴には、受講中の職業訓練も記入してください。

ジョブ・カード様式1 (履歴シート) ②				
氏名	仕事 太郎			
資格・免許				
取 得 年 月	名称			
平成14年3月	普通自動車第一種運転免許			
平成14年10月	T O E I C 678点			
平成14年11月	日本商工会議所簿記検定 3級			
平成17年3月	ファイナンシャル・プランニング検定 3級			
自己PR(趣味・得意分野・社会活動(ボランティア・サークル活動など))				
中学時代から本を読むのが好きです。高校生の頃にはリテラシーを高め、会社のサークルで本を読みました。				
現在は、千米田音楽室で吹奏楽部に所属しており、多くの仲間と共に練習に励んでいます。こうした活動を通じてチームワークの大切さやメンバー間の協調性の重要性を身をもって実感しています。				
ジギングも趣味の一つであり、週3回、3時間程度行っています。最近ではマラソン大会にも参加しています。				
平成16年1月～12月には新中越地震災害復興事業へ参加し、災害直後の支援物資運搬のボランティア活動に携わるという貴重な経験をしました。				
志望動機(応募先決定時に記載)				
貴社は、今後とも成長が見込まれる〇〇領域を扱う国内最大の物流公司であると同時に、多角的な事業展開を図っておられるとのことで承知しております。このため、多様な人材確保を目指し、中途採用にも積極的に取り組んでおられると伺っております。				
私は、アレバイトではありました小さな店舗で店長を補佐する立場で商品管理を行い、ユーザーの対応から物流のあり方を考えさせてもらいました。また、個人的目標を達成し、日清物流への昇進を目指す中で、物流コスト等についての知識を学び、理解していました。さらには、有資実習型助勤(日清物流コース)に参加し、物流業界における様々な実務に関する知識・技術を身につきました。また、ユーザーの立場に立って作業の効率化、コストの削減等について提案できることを自分自身のみならず、会社としても考えたり、こういった能力を活かして貴社で働きたいと思いました。				
労働条件 等での希望	正社員希望。	通勤時間 約 時間 45分	配偶者 有・無 有・無	扶養家族数 (配偶者含む) 0 人

Ver.2.0

■様式・記入例は、http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc03.htmlからダウンロードすることができます。

ジョブ・カード 制度のご案内

2. 職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード

企業などで長く働いた経験があり、職務を通じたアピールポイントを多く持っている人向けの様式で、多様な職務経歴を記載できるようになっています。

この様式は、

- 一般のジョブ・カードと同様に、これまでの職務経歴などを整理することで、これからの職業選択の方向付けが可能となり、就職活動に役立ちます。
- また、事業主においては、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「求職活動支援書」(※)としての活用が可能です(この場合、高年齢離職予定者本人が、「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の様式に記入し、事業主が確認する方でも構いません)。

●様式・記入例は、http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc04.htmlからダウンロードできます。

※「事業主都合の解雇」または「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職予定の高年齢者など(45歳以上65歳未満)が希望するときは、「求職活動支援書」を作成し、本人に交付することが、事業主に義務付けられています。

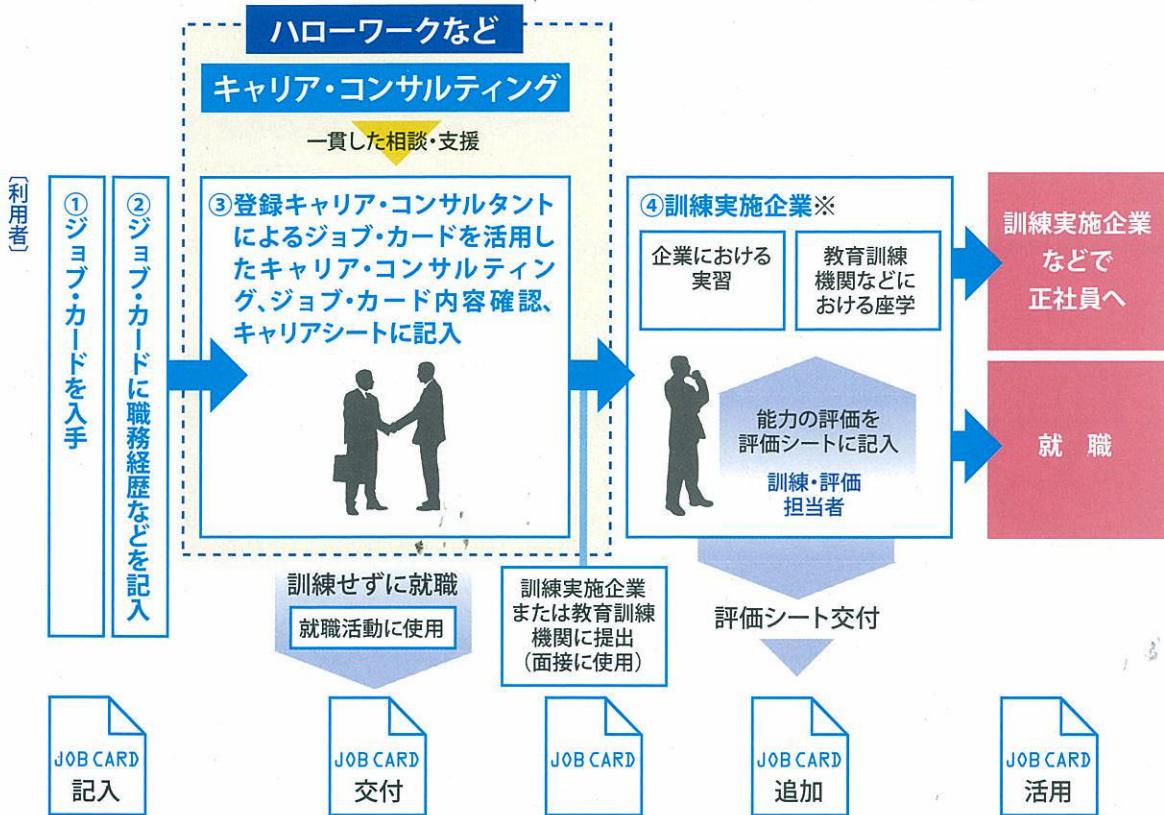


注意事項

- ジョブ・カードは、一義的には自律的なキャリア形成のためのツールとして就職活動などに活用するものであり、その管理は交付を受けた本人が行うとともに、就職活動に当たり、ジョブ・カードの評価シートやキャリアシートの企業への提出も本人の意思に委ねられるものです。



ジョブ・カード作成の流れ



採用面接におけるジョブ・カードの活用

ジョブ・カードは、職務経験などの履歴はもちろん、これまでの職務の中で得られた知識・技能、自己PR、就業に関する目標・希望、職業訓練を受けた場合は修了後の能力評価などが具体的に詳しく記載されています。求職者の人物評価をさまざまな面から行うためのツールとして、採用面接の応募書類として活用できます。

ジョブ・カードをより多くの企業に知っていただき、採用面接などでジョブ・カードの活用機会を増やしていくため、地域ジョブ・カードセンター、地域ジョブ・カードサポートセンターにおいて、ジョブ・カードを応募書類として活用する企業を「**ジョブ・カード普及センター企業**」として開拓し、厚生労働省のホームページで企業名などを公表しています。

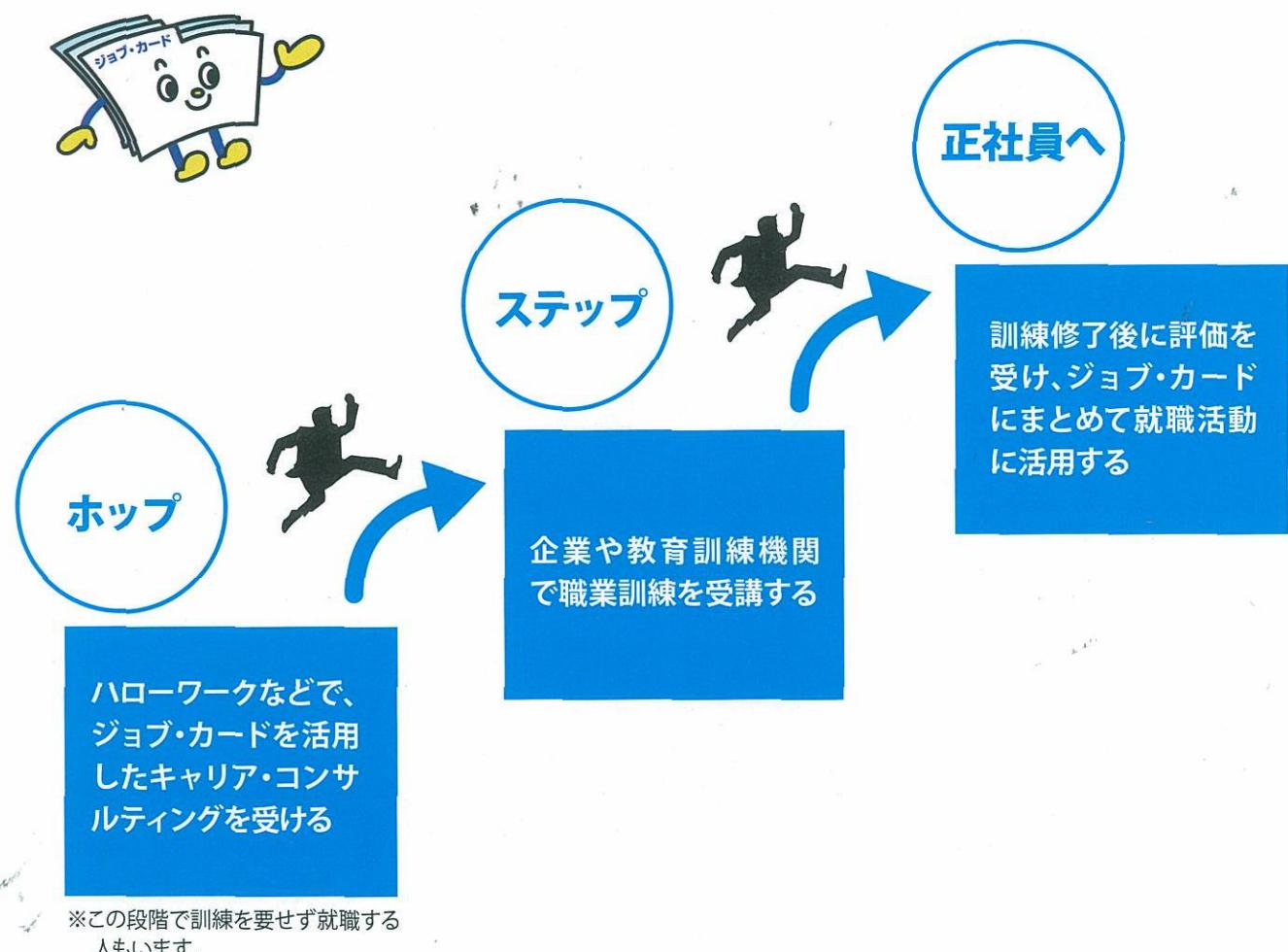
「**ジョブ・カード普及センター企業**」全国ブロック別一覧

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc09.html

ジョブ・カード制度とは

広く求職者などを対象として、

- ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行い、
- 実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供し、訓練実施機関からの評価や職務経験などをとりまとめることにより、安定的な雇用への移行などを促進する制度です。



ジョブ・カード制度の 職業訓練(職業能力形成プログラム)

ジョブ・カードの活用対象となる、企業現場での実習(OJT)などによる実践的な職業能力開発のためのプログラム(訓練)です。

雇用型訓練 企業が実施主体となって雇用関係の下で行う訓練

有期実習型訓練

正社員経験が少ない人を対象に、安定的な雇用に就くために必要な技能の習得を目指す、3ヶ月超6ヶ月(特別な場合は1年)以下の訓練
※トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月も可

実践型人材養成システム

新規学校卒業者を主な対象に、現場の中核となる実践的な技能を備えた職業人を育成する6ヶ月以上2年以下の訓練

委託型訓練 民間教育訓練機関、公共職業能力開発施設、企業が実施主体となり、公共職業訓練として実施する訓練

日本版デュアルシステム

(委託訓練活用型)

実践的な職業能力が必要な求職者を対象に、民間教育訓練機関などの座学と企業実習を組み合わせて行う訓練

日本版デュアルシステム

(短期課程活用型)

実践的な職業能力が必要な求職者を対象に、公共職業能力開発施設での座学と企業実習を組み合わせて行う訓練

公共職業訓練 主に雇用保険を受給している求職者に対して、公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関などが再就職に必要な知識及び技能を習得させるために行う訓練

(委託型訓練を除く)

離職者訓練

学卒者訓練

求職者支援訓練 雇用保険を受給できない求職者に対して、民間訓練機関などを活用し基礎的能力から実践的能力まで一括して習得するための訓練

ジョブ・カード 制度の職業訓練(職業能力形成プログラム)

雇用型訓練

- 企業現場での実習(OJT)と教育訓練機関などでの座学(Off-JT)を組み合わせた実践的な職業訓練で、訓練受講者と訓練を実施する企業が雇用契約を結んだ上で行われる訓練です。
- 訓練受講者は、訓練期間中に賃金を受け取ることができます。
- 訓練を実施する企業はすでに雇用している短時間労働者を正社員に転換する場合も活用できます。

雇用型訓練を受けるメリットは、

- ▶企業現場での実習(OJT)と企業ニーズに即した座学(Off-JT)を組み合わせた訓練なので、訓練を通じてしっかりと知識と理論、生きた技能・技術を学べます。
- ▶訓練を通じた実践的な職業能力の習得により、訓練修了後の就職が容易になります。

訓練を実施する企業にとってのメリットは、

- ▶自社の人材ニーズに合致した人材の育成・確保が可能です。
- ▶体系的な訓練計画(訓練カリキュラム、評価シートなど)の作成、訓練の実施を通じて、自社の人材育成・研修体制の構築が可能となります。
- ▶人材育成に積極的な企業であることのPRになります。
- ▶国の助成制度を活用することにより、訓練にかかる負担を軽減できます。

有期実習型訓練

目的:正社員経験の少ない方に企業実習と座学を組み合わせた実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。

対象者:フリーターなどの正社員経験の少ない者(※1)または新規学校卒業者

訓練期間:3ヶ月超6ヶ月(特別な場合は1年)以下(※2)

※1「正社員経験が少ない者」とは

訓練を実施する分野において、過去5年以内におおむね3年以上継続して正社員として働いたことがある者以外の人。具体的には、登録キャリア・コンサルタントがジョブ・カードの内容に基づくキャリア・コンサルティングの中で判断します。

※2 トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月の訓練が可能です。



※3 新規学卒予定者(学校などの卒業・修了予定者)は、ジョブ・カードの交付は必須要件とはされません。

実践型人材養成システム

目的:企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成する。

対象者:新規学校卒業者を主とした15歳以上40歳未満の者

訓練期間:6ヶ月以上2年以下



※4 新規学校卒業者には、実践型人材養成システム求人への応募にあたり、ジョブ・カードの交付は必須要件とはされていません(中学校、高等学校の新規学卒者については、関係機関の協議により定められた統一応募書類を用いることとなっています)。

ただし、将来にわたっての自らの職業選択やキャリアの方向付けをするにあたっては、ジョブ・カードが役立ちますので、新規学校卒業者にもジョブ・カードの交付を受けることをお勧めしています。

ジョブ・カード 制度の職業訓練(職業能力形成プログラム)

委託型訓練

都道府県から委託を受けた専門学校などの民間教育訓練機関や公共職業能力開発施設または企業が主体となって行う公共職業訓練で、受講料は無料です。

公共職業安定所長が早期に安定した仕事に就くためには訓練の受講が必要であると判断し、ジョブ・カードの交付を受けた人が対象になります。

日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)

目的:民間教育訓練機関が主体となって行う、実践的な職業能力の習得を目的とした訓練

対象者:実践的な職業能力の習得が必要な求職者

訓練期間

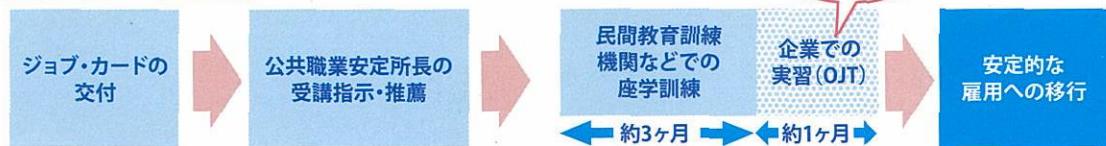
(1) 座学先行コース

民間教育訓練機関などでの座学を実施後、企業実習を行う訓練:標準4ヶ月

(2) 企業実習先行コース

企業実習終了後、必要に応じてフォローアップ(座学または実習)を行う訓練:3~5ヶ月程度(1~3ヶ月の企業実習後、必要に応じて3ヶ月程度のフォローアップ[座学または実習を行う])

座学先行コースの場合



日本版デュアルシステム(短期課程活用型)

目的:公共職業能力開発施設での座学と企業実習により、実践的な職業能力の習得を目指す訓練

対象者:実践的な職業能力の習得が必要な求職者

訓練期間:標準6ヶ月

公共職業訓練

公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等において、再就職に必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練です。

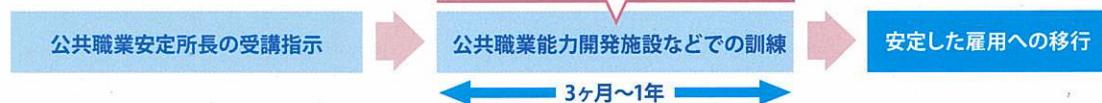
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する公共職業訓練(離職者訓練および学卒者訓練)については、訓練受講中の訓練実施機関によるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カード交付を行います。都道府県が実施する公共職業訓練については、今後、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カード交付をすすめていくこととしています。

離職者訓練

対象者: 主に雇用保険を受給できる求職者

訓練期間: おおむね3ヶ月～1年

訓練期間中にジョブ・カードの交付(※)



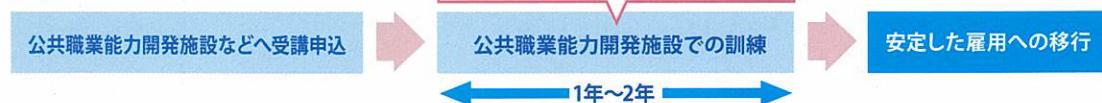
※一部のコースにおいて必須とされています。

学卒者訓練

対象者: 主に高等学校卒業者

訓練期間: 1年または2年

訓練期間中にジョブ・カードの交付(※)



※一部のコースにおいて必須とされています。

ジョブ・カード 制度の職業訓練(職業能力形成プログラム)

求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者に対して、民間教育訓練機関などを活用し、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得するための訓練。

訓練期間中および訓練修了後を通じ、訓練を実施する民間教育訓練機関などの登録キャリア・コンサルタントがジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングやジョブ・カードによる習得度評価を行います。

対象者:雇用保険を受給できない求職者

訓練期間:3ヶ月以上6ヶ月以下

訓練修了際に訓練実施機関によるキャリア・コンサルティングおよび習得度評価(ジョブ・カード様式4-2の交付)

(ハローワーク)



職業能力形成プログラム一覧

	雇用型訓練		日本版デュアルシステム	公共職業訓練		求職者支援訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム		離職者訓練	学卒者訓練	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> フリーターなどの正社員経験がない者 新規学卒者 自社内のパートなどの非正規労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者を中心とした15歳以上40歳未満の者 自社内のパートなどの非正規労働者(正社員転換する場合に限る) 	実践的な職業能力の習得が必要な求職者	主に雇用保険を受給できる求職者	主に高等学校卒業者	雇用保険を受給できない求職者
総訓練期間	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月超6ヶ月(特別な場合には1年)以下(トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月) Off-JTは総訓練時間の2割以上8割以下(訓練修了後に正社員として雇用することが決まっている場合は1割以上9割以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以上2年以下 Off-JTは総訓練時間の2割以上8割以下 	標準4ヶ月(委託訓練活用型:座学先行コースの場合)	おおむね3ヶ月~1年	1年または2年	3ヶ月以上6ヶ月以下
位置づけ	フリーターなどの正社員経験の少ない人に実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。	計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	民間教育訓練機関などが主体となり、実践的な職業能力を付与。	公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関などにおいて、再就職に必要な知識や技能を習得させるための訓練。	公共職業能力開発施設において技能労働者の育成を図るため、長期間の訓練を実施。	民間教育訓練機関などを活用し、基礎的能力から実践的能力まで一貫して習得するための訓練。